議案第７１号

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成２６年１１月１３日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第　　　号

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

亀山市消防団員等公務災害補償条例（平成１７年亀山市条例第１４９号）の一部を次のように改正する。

附則第８条第７項第１号中「第４条第２項第２号、第５号若しくは第１０号若しくは第３項第２号」を「第１３条の２第１項第１号から第３号まで若しくは第２項第１号」に改め、同項第２号中「第４条第２項第３号、第８号、第９号又は第１３号」を「第１３条の２第１項第４号又は第２項第２号」に改める。

附　則

この条例は、平成２６年１２月１日から施行する。